

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<p>許認可等の名称</p>	<p>スポーツ施設(附属施設を含む。)の使用許可 堺市荒山テニスコート、堺市陶器スポーツ広場(陶器野球場・陶器テニスコート)、堺市美原多治井運動広場(多治井運動場・多治井テニスコート・多治井自由広場)、堺市美原みの池運動広場(みの池野球場・みの池テニスコート・みの池自由広場)、堺市美原さつき野運動広場(さつき野野球場・さつき野テニスコート・さつき野自由広場)、堺市みなと堺グリーンひろば(運動ひろば野球場・芝生ひろば運動場・憩いのひろば・硬式野球場)</p>	
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>堺市スポーツ施設条例 第3条第1項</p>	
<p>所 管 課</p>	<p>文化観光局 スポーツ 部 スポーツ施設課 (指定管理者)</p>	
<p>審 査 基 準</p>	<p>(根拠条文) スポーツ施設(附属施設を含む。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(基準) ○次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。</p> <p>○市長は、使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付けることができる。 (スポーツ施設条例第3条第2項、第3項)</p> <p>○使用の制限 ○市長は、条例第3条第2項第1号及び第2号に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。 (1) 専らスポーツ又はレクリエーション活動以外の目的のために使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。</p> <p>(堺市スポーツ施設規則第5条)</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>標準処理期間</p>	<p>9日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)</p>
	<p>標準処理期間を設定できない理由</p>	